

<別記 4>

大 庄 食 品 添 加 物 取 扱 要 領

1 使用不可物質

(1) 目的

国際的評価等で、健康への影響に不安のある食品添加物を「使用不可物質」に指定して使用を制限し、お客様に提供する食材の安全と安心を確保する。

(2) 食品添加物の使用不可物質に関する基準

対 象	基 準
加 工 食 品 (飲料除く)	「使用不可物質」に指定した食品添加物を用いた加工食品は、使用しない。

※ただし、業態コンセプトやメニュー構成等における食材確保の都合上、やむを得ず一時的に使用することがあります。

(3) 食品添加物の「使用不可物質」の指定

① 指定の考え方

- ・ JECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)等の評価において、使用禁止もしくは ADI が削除され安全性への懸念が指摘されたもの
- ・ 国内外の信頼できる機関において、発がん性等の指摘があり、消費者の不安が大きいもの
- ・ 他の「使用不可物質」と類縁物質であり、発がん性等の疑いについて一部で指摘があるもの等

② 種類

着色料 12 種、小麦粉処理剤 2 種、保存料 1 種、酸化防止剤 3 種（合計 18 種）

(4) 対象リスト

使用不可物質（18 物質）

使用不可 指定番号	用 途	物 質 名	食品表示
A-1	着色料	食用赤色 2 号、同アルミニウムレーキ	赤色 2 号、赤 2、アマランサス
A-2	着色料	食用赤色 3 号、同アルミニウムレーキ	赤色 3 号、赤 3、イロシロシ
A-3	着色料	食用赤色 40 号、同アルミニウムレーキ	赤色 40 号、赤 40、アルレット [®] AC
A-4	着色料	食用赤色 102 号	赤色 102 号、赤 102
A-5	着色料	食用赤色 104 号	赤色 104 号、赤 104

A-6	着色料	食用赤色 105 号	赤色 105 号、赤 105
A-7	着色料	食用赤色 106 号	赤色 106 号、赤 106
A-8	着色料	食用黄色 4 号、同アルミニウムレーキ	黄色 4 号、黄 4、タートラジン
A-9	着色料	食用黄色 5 号、同アルミニウムレーキ	黄色 5 号、黄 5、サリチルイエロー FCF
A-10	着色料	食用緑色 3 号、同アルミニウムレーキ	緑色 3 号、緑 3、ファストグリーン FCF
A-11	着色料	食用青色 1 号、同アルミニウムレーキ	青色 1 号、青 1、ブリアントブルー FCF
A-12	着色料	食用青色 2 号、同アルミニウムレーキ	青色 2 号、青 2、インジゴカミン
A-13	小麦粉処理剤	臭素酸カリウム	表示義務なし ※業者確認
A-14	小麦粉処理剤	過酸化ベンゾイル	表示義務なし ※業者確認
A-15	保存料	デヒドロ酢酸ナトリウム	デヒドロ酢酸ナトリウム、デヒドロ酢酸 Na
A-16	酸化防止剤	ジブチルヒドロキシトルエン	ジブチルヒドロキシトルエン、BHT
A-17	酸化防止剤	ブチルヒドロキシアニソール	ブチルヒドロキシアニソール、BHA
A-18	酸化防止剤	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	EDTA ナトリウム、EDTA-Na

2 自社分析食品添加物

(1) 目的

お客様の関心の強い食品添加物を計画的に自社分析し、食材の安全とお客様の一層の安心の確保に努める。

(2) 指定の考え方

- ① お客様が、健康への影響について強い不安を感じている物質を指定
- ② 残留が気になるお客様が多いことからポストハーベスト農薬(防カビ剤)を指定
- ③ ①、②の中から分析可能な食品添加物を分析

(3) 分析の実施

- ①分析機関 大庄総合科学新潟研究所
- ②分析方法 着色料:TLC(薄層クロマトグラフィー)法
防カビ剤:GC/MS(ガスクロマトグラフィー質量分析)法

(4) 自社分析を行う食品添加物

対 象	対 応
使用不可着色料	「使用不可物質」に指定しており、自社分析で不使用(含まれて

	いないこと)を確認する。
防カビ剤	防カビ剤の使用基準が定められている品目に対し、自社分析で基準に準じているか残留量を確認する。

(5) 対象リスト

自社分析食品添加物 (21 物質)

番号	用途	物質名	食品表示	使用不可指定番号
B-1	着色料	食用赤色 2 号、同アルミニウムレキ	赤色 2 号、赤 2、アマランス	A-1
B-2	着色料	食用赤色 3 号、同アルミニウムレキ	赤色 3 号、赤 3、イロシシ	A-2
B-3	着色料	食用赤色 40 号、同アルミニウムレキ	赤色 40 号、赤 40、アルレット AC	A-3
B-4	着色料	食用赤色 102 号	赤色 102 号、赤 102	A-4
B-5	着色料	食用赤色 104 号	赤色 104 号、赤 104	A-5
B-6	着色料	食用赤色 105 号	赤色 105 号、赤 105	A-6
B-7	着色料	食用赤色 106 号	赤色 106 号、赤 106	A-7
B-8	着色料	食用黄色 4 号、同アルミニウムレキ	黄色 4 号、黄 4、タートラジン	A-8
B-9	着色料	食用黄色 5 号、同アルミニウムレキ	黄色 5 号、黄 5、サセツイロ-FCF	A-9
B-10	着色料	食用緑色 3 号、同アルミニウムレキ	緑色 3 号、緑 3、ファストグリーン FCF	A-10
B-11	着色料	食用青色 1 号、同アルミニウムレキ	青色 1 号、青 1、ブリアントブル-FCF	A-11
B-12	着色料	食用青色 2 号、同アルミニウムレキ	青色 2 号、青 2、インジゴ カミン	A-12
B-13	防カビ剤	オクトフェニルフェノール オクトフェニルフェノールナトリウム	オクトフェニルフェノール、OPP、オクトフェニルフェノール Na、OPP -Na	—
B-14	防カビ剤	チアベンダゾール	チアベンダゾール、TBZ	—
B-15	防カビ剤	イマザリル	イマザリル、IMZ	—
B-16	防カビ剤	ジフェニル	ジフェニル、DP	—
B-17	防カビ剤	フルジオキシニル	フルジオキシニル	—
B-18	防カビ剤	ピリメタニル	ピリメタニル	—
B-19	防カビ剤	アゾキシストロビン	アゾキシストロビン	—
B-20	防カビ剤	プロピコナゾール	プロピコナゾール	—
B-21	防カビ剤	ジフェノコナゾール	ジフェノコナゾール	—

(6) 分析結果の対応及び情報提供

- ① 大庄基準違反が確認された場合は、直ちに使用を中止する。
- ② 社内での情報の共有化を図る。
- ③ お客様への情報提供に関する大庄基準に基づき公表する。